

令和8年度三田市生産品・工業製品等展示要領

- 1 目的 市内の生産品・工業製品等を広く市民に周知することにより、産業振興を図ることを目的とします。
- 2 展示場所 三田市役所本庁舎1階ロビーに設置する展示ケースを使用して展示を行います。
- 3 展示品等 三田市内で生産・製造される生産品・工業製品（加工品・製造品に限る）
※法人その他団体による出展に限ります。
※展示物として適当でないとし長が認めた場合、展示をお断りすることがあります。
- 4 展示品サイズ 1社当たり〔横80cm×奥行30cm×高さ35cm×3段〕以内とします。
※重量・形状等によっては、展示ケースの都合上展示不可となる場合があります。
（現物の展示が不可の場合は写真（パネル）や模型などご用意ください。）
- 5 展示申込 市産業政策課に申込書を提出してください。
※申込数が展示予定数量に達した場合、申込受付を終了します。
- 6 展示期間 展示期間は1か月単位とし最大2か月間程度としますが、申込数に応じて年度末（翌年3月31日）までの間で、再度展示することも可能です。
- 7 展示費用 無料
- 8 展示品の管理 市は、善良な管理者として展示物の管理を行いますが、不慮の災害、盗難及び損傷等の事故についてはその責を負いません。
- 9 展示品搬入 展示品は、三田市役所に直接持参していただきます。
- 10 その他
（1）展示品の販売はいたしませんので、お客様からの問い合わせに対応できるようお願いいたします。
（2）展示ケース内の模様替え、展示品の交換等必要に応じて作業をお願いすることがございますのでご了承ください。展示品の説明キャプション等は、必要に応じてご用意ください。